

## 加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「無申告加算税の額」は、この計算書の②⑤欄の金額が記載してあります。)

- あなたの無申告加算税については、国税通則法第66条第1項の規定によって計算した加算税（通常分の無申告加算税）のほかに、同条第2項及び第4項の規定により、この計算書の⑬欄及び⑳欄の加算税（加重分の無申告加算税）が課されます。
- また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項及び第6条の3第1項の規定により、この計算書の㉑欄の加算税（国外財産又は財産債務に係る軽減分の無申告加算税）が控除され、同法第6条第2項及び第6条の3第2項の規定により、この計算書の㉒欄の加算税（国外財産又は財産債務に係る加重分の無申告加算税）が課されることになります。

年分

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

区 分		前の額	後の額
加算税の対象となる税額		円	円
累積納付税額	年 月 日の 分		
	年 月 日の 分		
	年 月 日の 分		
	年 月 日の 分		
	年 月 日の 分		
① から ⑥ の 計			
①の金額と「⑦-50万円」の金額のいずれか少ない方の金額			
重加算税の対象となる税額			
通常分	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て) (①-⑥)		
	加算税の割合	%	%
	加算税の額 (⑩×⑪)	円	円
国税通則法第66条第2項に基づく加重分	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て) (⑧-⑨)		
	加算税の割合	%	%
	加算税の額 (⑬×⑭)	円	円
国税通則法第66条第4項に基づく加重分	加算税の基礎となる税額 (1万円未満の端数切捨て) (⑩)		
	加算税の割合	%	%
	加算税の額 (⑯×⑰)	円	円
国外財産又は財産債務に係る	軽減分	加算税の基礎となる税額	
		加算税の割合	5 %
		加算税の額 (⑲×⑳)	円
	加重分	加算税の基礎となる税額	
		加算税の割合	5 %
		加算税の額 (㉒×㉓)	円
無申告加算税の額 (⑫+⑮+⑱-㉑+㉒)			

付表の八の四